

# 令和5年度DX推進コミュニティ形成支援業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和5年度DX推進コミュニティ形成支援業務

## 2 目的

デジタル化に取り組む県内企業の裾野拡大を図るとともに、県内企業全体のDX（デジタルトランスフォーメーションに限らず、デジタルライゼーション、デジタイゼーションを含む。）推進につなげるため、複数企業による地域の団体等（以下、「団体」という。）のコミュニティを形成し、団体における共通課題の解決に向けた現状把握や課題整理等を行う。また、デジタルツールの共同導入等のDXに向けた取組を後押し、複数企業におけるDXに向けた取組内容の具体化を支援することで、同業種や同地域におけるモデル的な企業等を創出する。

また、支援機関において団体に対するDX支援のノウハウ等が取得できるようにすることで、県内団体のDXを促進する。

## 3 実施内容

### (1) 支援プログラムの企画・運営

支援プログラムは主に以下の内容で構成する。

ア 団体に対するヒアリング等実施による支援プログラムに参加する団体（以下、「参加団体」という。）の掘り起こし

団体に対するDXに関する課題やニーズなどのヒアリングを行い、DX推進に意欲のある参加団体の掘り起こしを行うこと。

- ・ 意欲のある団体・企業の参加を促すため、受託者のネットワークを生かし、また外部機関と連携しながら、主体的にヒアリング対象の団体・企業を選定すること。
- ・ 提案時点において、既に想定される参加団体がある場合には、提案書に記載すること。

イ 講義・ワークショップ・視察等の実施

デジタル実装による業務効率化、生産性向上等の先進事例とそのノウハウを学ぶとともに、デジタル実装に向けた対応の方向性等を参加者が実際に検討することにより、参加団体・参加団体に属する各企業（以下、「参加企業」という。）がDXの必要性を認識できる効果的な講義・ワークショップ等の企画を提案すること。

- ・ 各講義やワークショップ等の内容や回数は意識改革等により、DXの必要性を認識し、次のアクションにつながるような効果的な内容を提案すること。
- ・ 中小企業庁「みらデジ経営チェック」※の活用方法を習得できる機会を必ず設けること。

(取組の例示)

- ✓ デジタル化の取組の必要性や基礎知識習得のための講義
- ✓ 参加団体・参加企業の現状・課題とデジタル実装に向けたワークショップ
- ✓ 先進導入事例の紹介 等

## ※みらデジ経営チェック

企業のデジタル化を中心とした経営状態を可視化し、経営に役立つ情報収集や支援機関への実際の支援相談につなげるポータルサイト

### ウ DXの具体的な取組につながる支援

3(1)イによる講義等を踏まえ、DXの具体的な取組につながる効果的な企画を提案すること。

(取組の例示)

- ✓ 参加団体内における定期的な勉強会の開催支援などコミュニティ形成に向けた支援
- ✓ 参加団体のありたい姿の実現に向けたロードマップの作成支援
- ✓ 課題解決に向けた参加団体・参加企業に対するコンサルティング
- ✓ 先進地の視察支援
- ✓ 具体的なアクションプランの策定支援
- ✓ 課題解決に向けたデジタルツール等の提案 等

### エ DXの具体的な取組に向けた伴走支援(参加団体・参加企業別)

参加団体・参加企業におけるDXの具体的な取組につなげる効果的な伴走支援(コンサルティングやメンタリング)の企画を提案すること。

- ・ 3(1)イ、ウの取組を踏まえて、DXに向けたアイデアの具体化、取組の方向性の整理、アクション等を行うため、伴走支援を行うとともに、次年度以降、参加団体・参加企業がDXに向けた具体的なアクションを起こせるようになるなど自走化できる環境づくりに向けた支援や企画を提案すること。
- ・ 参加団体・参加企業の経営課題や取組状況に応じて具体的なデジタルツールや運用方法を提案し、DXにつながる支援を提案すること。
- ・ 参加団体・参加企業のニーズを踏まえた、デジタルツール提供企業とのマッチング支援を行うこと。
- ・ 参加者の活動が停滞することのないようなきめ細やかなサポートを行うとともに、メンタリングの回数や実施方法、実施体制について効果的な内容を提案すること。

### オ その他のDXの推進に向けた取組

3(1)イ、ウ、エのほか、参加団体・参加企業におけるDXの具体のアクションや取組の具体化につながるような効果的な企画を提案すること。

### カ 成果報告会

- ・ 他社や他業種のアイディアを共有するほか、取組に関するコミットメントを高めるため、参加団体・参加企業の成果を発表・共有する報告会を開催する。
- ・ ただし、知的財産権取得の可能性等があり、公表について考慮すべき内容は機構及び参加企業と協議の上、対応を決定すること。

### キ その他

- ・ 支援プログラムの実施に当たっては、外部機関と連携するなどし、効果的な内

容を提供すること。

- ・ 企業等とのヒアリングや伴走支援の実施方法は対面、オンラインを問わないが、伴走支援にあたっては対面を重視し、現場の状況を詳細に把握した上で行うこと。

## (2) 運営事務局の設置

受託者は円滑に本業務を実施するため、機構と定期的に連絡調整が可能な運営事務局を設置する。運営事務局の整備にあたっては、支援実績が豊富な業務責任者及び担当者を配置する。

## (3) 成果物

### ア DX 支援のノウハウ等を取りまとめたノウハウ集の作成

- ・ 団体・企業に対するデジタル化等の支援を行う際に活用できるノウハウなどを取りまとめたノウハウ集を作成すること。
- ・ 企業および支援機関向けに国が作成した手引き<sup>1</sup>およびツール<sup>2</sup>などはあるものの、支援機関が県内の団体などへの DX を伴走支援する際に、特に留意すべき点やポイントなどをまとめたものは少なく、特に、県内の団体や企業への支援に適した具体的なものを提案すること。
- ・ 本事業による伴走支援時のノウハウなどを可能な限りノウハウ集に盛り込むなど、経営指導員をはじめとした県内支援機関の職員が支援にあたって実践的に活用できるような内容のものを作成すること。
- ・ 機構等のホームページに公開、次年度以降の横展開に向けて活用することを前提として、画像データ、テキストデータ等を提供すること。

### イ 実績報告書の作成

3 (1) の内容を踏まえた実績報告書を作成する。併せて、県内団体・企業への横展開が可能となるよう、参加団体・参加企業の取組概要をまとめた概要版を作成する。

## 4 支援プログラム参加対象者等

本業務で実施する支援プログラムへの参加条件は以下のとおりとする。

### (1) 対象業種、対象団体

ア 対象業種 業種については指定しないが、3 業種以上の企業が参加すること。なお、業種は「日本標準産業分類一覧（中分類）」単位でカウントする。

イ 対象団体 DX による業務効率化や生産性向上等に対して意欲のある団体（3 団体程度を想定）を対象とし、1 団体は 3 社、1 業種以上のものを対象とすること。ただし、支援プログラムに参加する企業は県内に事業所を有する者に限る。

なお、対象団体数を多くすることのみを優先とせず、事業目的を達成できる団体数を踏まえて効果的な提案を行うこと。

---

<sup>1</sup> デジタルガバナンス・コード実践の手引き（経済産業省）

<sup>2</sup> IT 戦略ナビ（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）

## 5 その他

### (1) 秘密の保持

- ア 本プロポーザルに関し、機構に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- イ 本業務に関し、受託者が機構から受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本業務により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び公益財団法人にいがた産業創造機構個人情報取扱特記事項（別記 1）を遵守しなければならない。

### (3) 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託業務の内容、再委託先の概要について事前に機構と協議し、了解を得なければならない。

### (4) その他

- ア 本業務の詳細は、契約締結後、機構と協議の上、決定すること。  
また、参加団体・参加企業のニーズに応じて柔軟に対応すること。
- イ 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、機構と調整を図ること。
- ウ 本仕様書に記載されていない事項及び詳細は、機構と協議すること。
- エ 本業務の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに機構担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。